

**宮崎県北部広域行政事務組合の議会議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例**

(平成7年2月21日条例第4号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準 用)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年延岡市条例第25号）は、組合の議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害補償等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。